

「平和憲法を守る会」

ニュースNo158 2023. 9. 11 発行

かながわ
平和憲法を守る会
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民活動サポートセンター内238
TEL 090-1105-6980
FAX 045-662-6363
郵便振替 00250-3-85449
平和憲法を守る会

横浜ノースドックへの揚陸艇部隊の配備反対

横浜市の中心部にある米軍基地「横浜ノースドック」が、大きく変えられようとしています。本年1月11日、日米安全保障協議委員会（2+2）は、横浜ノースドックに揚陸艇部隊約280名を配備することを合意し、すでに4月16日に幹部要員5名程度が配置されて同部隊が新編され、今年から来年にかけて部隊全体が配置される予定とされています。

政府は、この新たな部隊の配備について、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、南西諸島を含む所要の場所に迅速に部隊・物資を展開可能」とするものと位置づけ、様々な緊急事態に日米が連携して対応する能力が向上するなど説明しています。これは、昨年12月に閣議決定されたいわゆる安保3文書（国家安全保障戦略等）も想定している南西地域での武力紛争、すなわち台湾有事等に対し、ノースドックに新編された揚陸艇部隊が実戦的な役割を担うことを意味します。そしてそのような任務を遂行する部隊が配備されることは、ノースドックが戦争態勢に組み込まれ、戦争遂行の実質的な拠点となり、さらには相手国からの攻撃対象にもなりうることを意味します。

私たちが住む神奈川県は、沖縄県に次ぐ基地県です。横須賀基地、厚木基地、相模補給廠、キャンプ座間など重要な米軍基地が多数存在するほか、在日米海軍や在日米陸軍の中枢機能も集中し、さらには横田基地、富士演習場などとも隣接しており、ノースドックは、それらの基地と海上交通を結ぶ玄関口です。そのノースドックが南西諸島と直結した戦争遂行の拠点としての機能をもつことは、横浜市ばかりでなく神奈川県全体にとっても、地域と住民が米軍の戦争遂行態勢に組み込まれることを意味し、その影響の甚大さと危険性は測り知れません。

その横浜港の港湾管理者である横浜市は、ノースドックを含む港湾全体の管理運営について、

公的な責務と権限を一元的に有しており、そのような地方自治体

県民署名を呼びかけています

ヨコハマの港が戦争の拠点？

横浜ノースドックへの新部隊配備に反対しましょう

配備反対県民署名実行委員会

として、危険な港湾の使用によって横浜市民、神奈川県民の命と生活が脅かされることを防止する責務と権限があります。もとより横浜市は、住民の意思を体して、ノースドックを含む市内の米軍基地の早期返還を一貫して求めてきています。今回の上記日米両政府の決定は、このような地方自治体と地域住民の意思を踏みにじるものであり、憲法の定める地方自治の本旨にも反するものです。

それゆえ、私たちは、神奈川県民として、横浜市長に対し、次のことを求めます。

1. 横浜ノースドックへの米軍揚陸艇部隊の配備について、日米両政府に対し、これに反対してその撤回を求め、配備中止の実現を図ること。
2. 横浜ノースドックの早期返還を、日米両政府に対し改めて強く求めること。なお、この署名の結果は神奈川県知事にもご報告しますので、同知事との連携した取組を求めます。

2023年6月

横浜市長 山中竹春 殿

横浜ノースドック揚陸艇部隊配備反対・県民署名実行委員会

ホームページ <https://stopnd.jimdosite.com/>

学習会の動画「横浜ノースドックを学ぶ」、署名活動のリーフレット、署名用紙などがあります。



第27回かながわ反戦ツアー

横浜港を前線基地・出撃基地化させるな!「横浜ノースドックを視る」
日時 9月23日(土) 10時半 さくらリビング

☆☆

健康保険証の廃止は撤回あるのみ

浮沈の激しい岸田内閣の支持率だが、このところ低落傾向が続いている。その要因として健康保険証のマイナンバー・カードへの一元化に伴うトラブルの続出があることに誰しも異論はなからう。

安倍内閣以降、政府は折に触れてマイナンバーの普及に躍起になっている。ある時はコロナ関係の給付金の支給の遅れをマイナンバーが普及しないせいだと言いがかりをつけ、ある時は大枚を叩いて「プレミアム」で釣ってきた。そして今回は、そもそも法律上マイナンバー・カードの取得は任意であることを無視して強引に健康保険証を廃止しようとしている。これは国民皆保険制の破壊と言う他ない。

健康保険証の廃止を含むマイナンバーの対象拡大の強行は今年の通常国会であり、運転免許証との統合を狙った道路交通法の改「正」は去年の通常国会ではあるが、その布石はもっと前から打たれていた。

2020年の菅内閣発足にあたり専属の閣僚まで置いて打ち出したのがデジタル庁の



創設であった。確かに「縦割り」の打破とか脱「ハンコ」と言えば聞こえはいいかもしれないが、それぞれの目的に沿って集積した情報を他に転用しないという意味では、従来の仕組みがプライバシーの侵害への一定の歯止めになっていたことも事実である。

もっと遡れば、森内閣時の2000年のIT基本法まで行きつく。その後、安倍内閣下の2016年には官民データ共有推進法が、2019年5月には行政手続を電子申請に統一するデジタルファースト法が制定され、2019年12月にはデジタル・ガバメント実行計画が閣議決定された。そこでは、あらゆる手続のオンライン化とワンストップ・サービスが標榜されている。しかも、その対象範囲は戸籍のように行政で自己完結する分野にとどまらない。税や社会保険や年金の分野では実際に給与からの天引きを行なっているのは民間企業の労務部門であるが、その場面をも包含されているのであり、そのツールがマイナンバーなのである。

目的や制度設計の異なるシステムに蓄積されたデータがマイナンバーで検索できるということは、取引の履歴、病歴、預貯金やローンの残高はもとより、それを通じて健康状態や思想傾向も含めた人格の全てが丸裸にされるということの意味する。また、首相直轄のデジタル庁が内閣府に置かれたということは、内閣官房に置かれた情報調査室、ひいては全国の公安警察に情報が筒抜けになると見なければならぬ。その行きつく先はオーウェルの「1984年」の描いた監視社会である。

そして、その狙いの一部は既に「特区」という形で、2020年の通常国会で成立したスーパーシティ法の中に盛り込まれている。また、デジタル関係の予算は各所管省庁毎ではなく内閣府のIT室で一元管理されている。これは、個人情報デジタル庁を頂点とする中央集権的管理支配体制の下に置かれることを意味している。さらに、2021年の通常国会で強行されたデジタル関連東ね法案では、従来それぞれの自治体ごとに地域の事情や特性に応じて設けている独自のシステムの国のシステムへの統一化が図られ、国の個人情報保護制度の至らない部分を各自治体の創意工夫で補ってきた個人情報保護条例の水準を全国一律で国の水準に引き下げられた。また、サイバー案件に関しては都道府県警察の枠組みを超えて警察庁が直轄で扱うこととされた。これらが地方自治の破壊でなくて何であろうか。

そもそも、官公庁の保有する個人情報は本人の同意なしに職権で強制的に収集したものが大半であり、民間企業の保有する個人情報に比べてより厳格な保護が求められる。しかし、政府の「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」で慶応大学の宮田裕章教授は官公庁や民間企業による「データ共同利用権」を説いているが、これは本人の同意がなくても「相当の公益性」があればデータ利用を認めようというものであり、絶対に認める訳にはいかない。



ちなみに、EUでは2018年5月に施行されたデータ保護規則（GDPR）により、自身のデータの削除をデータ管理者に求める権利や個人データが侵害された際のデータ管理者の規制当局への通知義務が定められている。政府の進めようとしている「デジタル化計画」は、GDPRのような本人同意を核とする自己情報コントロール権の考え方と真っ向から対立するものである。しかも、欧米のようなプライバシー侵害を監視・規制する独立機関の設置は想定されていない。

なお、政府寄りの言論人の中には「ヨーロッパのデジタルIDは遥かに進んでいる」といった主張が見られるが、前述した自己情報コントロール権の保障の有無という根本的な部分での違いを無視した暴論であることを指摘しておかなければならない。

このように、政府が進める「デジタル化」は監視社会と表裏一体であるし、健康保険証の「紐づけ」を誤って他人の病歴が登録されるのは、個人情報の問題にとどまらず、私たちの命に直結する問題である。また、他人の住民票の誤交付も後を絶たない。

こうした市民の不安に向き合うことなく、拙速に物事を進めるのは百害あって一利なしである。今からでも遅くはない。健康保険証の廃止は一度立ち止まるしかない。

小川良則(幹事・憲法9条を壊すな！実行委員会)



東海第二原発の再稼働 いばらき大集会に600人

日本原子力発電東海第二原発(茨城県東海村)の再稼働に反対する市民集会「STOP!! 東海第二原発の再稼働 いばらき大集会」が、8月26日午後1時半から水戸市の駿優教育会館八階音楽ホールで開かれた。東海村議の阿部功志さんの司会で始まり、主催者を代表して、小川仙月さんのあいさつに続き、中島栄美浦村長が「原子力は人間がコントロールできない」と、茨城県生活協同組合連合会会長理事、鶴長義二さんは「生協は暮らしと命を守るという理念のもとに活動している。東海第二原発の再稼働は反対だ」、JA常陸(常陸農業組合)常務理事猿田博之さんは、



「理事会において東海第二原発再稼働反対の決議、以降一貫して反対の立場を取っ

第87回平和憲法を守る 神奈川県民集会

戦争の惨めさを改めて見つめ、東アジア非核地帯を作ろう

日時 12月24日(日)14時~13時30分開場
 場所 県民センター302
 講師 野本三吉(横浜市立大学名誉教授、前沖縄大学学長)

てきた」と話すなど県内各界の賛同人が再稼働反対の立場から意見を表明・元東海村長村上達也さんからは原電の経営体質を指摘。「“借金漬け”という背水の陣の会社に任せれば、必ず大変な事故が起きる。廃炉に向けて頑張ろう」と呼びかけた。また、トリチウム汚染処理水の海洋放出にふれ、ゴマカシばかりの岸田政権と批判。脱原発運動を弁護士の立場で支えている河合弘之さんの連帯のあいさつは、「12年前に福島第一原発のメルトダウン事故が起きた時に、やっぱり、我々がやってきたことは正しかったと確信した。裁判だけで、原発を止めることはできない。周囲に分厚い市民運動があってはじめて実現できると思っている。取り分け、東海第二原発はリスクを最もはらんだ原発だということを知る必要がある。運転する日本原電の企業としての脆弱さ、4千万人が暮らす首都圏を直撃したら避難などできない、という原発だ」とし、汚染処理水放出の差し止め訴訟を行う事を報告。「NPO法人原子力資料情報室」の松久保肇さんが60年を超える運転期間延長を認めた岸田文雄政権の原発回帰政策について、「安全規制のリスクから設けた運転期間40年、最大60年までの制限を、利用政策にすり替えている」と批判。「地元や市民の力で長期の再稼働を止めないといけな。首都圏に一番近い東海第2は止めるしかない」と再稼働の危険性について講演した。

参加者は「東海第二は運転開始から45年もたつ老朽原発であり、絶対に再稼働させてはなりません」とする決議を拍手で採択。決議には、政府が東京電力福島第一原発（福島県大熊町、双葉町）の汚染処理水を24日に海洋放出し始めたことへの抗議も盛り込まれた。



集会後は水戸市内を約一キロをデモ行進し沿道に訴えた。

杉山(事務局次長)

各地の市民運動から(紹介)

【原水禁平和行進】

被爆78周年原水爆禁止神奈川県実行委員会主催の被爆78周年原水爆禁止神奈川県内平和行進が、7月下旬に県内各地で行われ、海老名平和憲法を守る会は、海老名市役所から座間市役所までの平和行進に参加した。海老名市役所には、教組や自治労、相鉄労組などの組合や市民が集まり、出発式を行い、海老名駅前を核廃絶、被爆者援護、基地撤去の声をあげながら、座間市役所まで市民にアピールしながら行進した。《S》



【ふくしま原発かながわ訴訟】

8月25日、東京高裁でふくしま原発かながわ訴訟の控訴審が行われた。多くの参加者で、傍聴は抽選となった。控訴審では、弁護団が福島避難元居住地で原告本人にインタビューした映像をわかりやすく編集、提出版のダイジェストを法廷で再生した。また、東電株主代表訴訟で3人の裁判官が福島原発構内の現地進行協議を行った時の資料を提出し、法廷でプレゼンした。次回公判は、10月6日の結審となった。志田原裁判長が早期判決を求める原告らの切実な声に応え判決作成に取り組むことを表明しており、年内又は年明けの判決が見込まれる。事前集会と報告集会の動画はふくかなホームページから見られます。<https://sites.google.com/site/fukukanaweb/>



かながわ訴訟第2陣は、横浜地裁で9月28日(木)14時開廷です。《S》

【第五次厚木基地爆音訴訟勝利！安保3文書撤回！ 防衛予算増に反対する8.26神奈川集会】

第五次厚木基地爆音訴訟勝利！安保3文書撤回！防衛予算増に反対する8.26神奈川集会が、8/26にやまと公園で基地撤去をめざす県央共闘会議などによって開催した。主催者を代表して、神奈川平和運動センターの福田弁護士、厚木基地爆音防止期成同盟の石郷岡さん、第五次厚木基地爆音訴訟団の大波大和市議員から、厚木基地や神奈川県内の基地の現状や問題点、厚木爆音訴訟の経過・状況等を報告した。また、リムピースの星野さんは、横浜ノースドックの現状と米揚陸部隊反対の取り組みについて報告、爆音訴訟勝利、基地のない神奈川を訴えた集会宣言を採択して、厚木基地へのデモ行進となった。デモ隊は、大和駅前から厚木基地に向かい、「厚木爆音訴訟勝利」「飛行差し止め」「違法爆音はやめろ」「原子力空母の横須賀母港化撤回」「辺野古新基地建設反対」「静かな空を」「安全な空を」とシュプレヒコールして市民に訴えた。基地フェンス沿いで強く基地撤去を訴え、相模大塚駅で解散となった。



《瀬川》

【安保法制違憲訴訟かながわ控訴審 証人・原告の尋問認められる】

安保法制違憲訴訟かながわ控訴審第3回期日が8月29日東京高等裁判所で行われた。裁判長は原告側が求めている証人3人のうち、小西洋之参議院議員については、留保としたものの、石川健治東京大学大学院法学政治学研究科法学部教授と石井暁共同通信社編集局編集委員の2人については、採用するとし、原告本人尋問については3人とも認められた。

この間、被告国側は一貫して証人も原告も尋問の必要なしという態度であり、不

採用の懸念もあった事から原告側は安堵した。

裁判長はこれまで「ありません」を繰り返す被告に対して、(原告側が)反論している部分もあるので国側もするように異例の忠告もあった。

裁判長は、尋問は2期日という十分な時間を採ってくれるということで、進行協議を挟みたいとし、10月6日13時半から812法廷で行うこととなった。

終了後の報告集会では弁護士の皆さんも安堵の表情で、所用の為に報告集会を欠席された伊藤真弁護士も「良かったね」と去っていったことも報告された。

福田護弁護士は、一審の青井未帆学習院大学法務研究科教授と半田滋元東京新聞論説兼編集委員。獨協大学非常勤講師。法政大学兼任講師に引き続き、石川、石井の両氏が採用されたことは大きい、とし、石川氏は安保法制について法学的にクーデターだと指摘し、(安保法制違憲訴訟は)8年間の時間軸を巻き戻すラストチャンスだとも言っている、全国の安保法制違憲訴訟の大きな財産となる。と述べた。

岡田尚弁護士も同様に、仙台高裁での長谷部恭男早稲田大学教授の証人尋問に引き続き石川氏が採用された事は大きい、全国で一つでも勝利判決が出れば我々の勝ちだと述べた。

最後に本人尋問が決まった原告の斎藤昌民さん第五次厚木基地爆音訴訟原告団事務局長(海老名)の尋問に向けた決意表明で集会を締めくくった。《杉山》

【記憶の継承を進める神奈川の会】

平和憲法を守る会も参加している記憶の継承を進める神奈川の会は、第8回知ること未来が見える「戦争の加害パネル展」が8/26から9/3まで、11日間横浜の県民センターで開催した。

旧日本軍による慰安婦問題や南京虐殺、毒ガス兵器、七三一部隊など12分野に分け、300枚のパネルを展示。今回は日本とドイツの戦後処理、謝罪のあり方の違いを解説したコーナーを新設した。また、関東大震災から百年がたつのにちなみ、戦時中にあった虐殺の前史として大震災後の朝鮮人虐殺も特集した。旧陸軍による記録や、当時の小学生が書いた日記、上海にあった大韓民国臨時政府の機関紙「独立新聞」に載った報告書を基に、横浜市内の流言飛語と虐殺の実態をひもといた。

小学生の日記には「おまわりさんが 朝鮮(人)がはもの(刃物)を持って来るから来たら殺してくださいと言ってきました」などと書かれている。独立新聞の記録から、殺害があったとされる場所を示した地図も展示した。新聞社の取材もあり、神奈川以外からの参加者もあり、11日間で約2200名が来場した。大変好意的な感想を多くあり、取り組みの大切さを実感したものとなった。《T》



告知板

@米空母母港化50周年抗議！原子力空母ロナルド・レーガンの 配備撤回を求める10・5全国集会

日 時 10 / 5 (木) 18 : 00 開会
会 場 ヴェルニー公園
主 催 神奈川平和運動センター・三浦半島地区労センター

@いまこそ「戦争ではなく、平和を」の声を！ 10・5九条の会大集会—大軍拡反対！憲法改悪を止めよう

日 時 10 / 5 (木) 19 : 00 ~ 開場18:30 999円
会 場 なかのZERO大ホール
講 師 田中優子「岸田首相の軍拡・改憲に反対する声を！」
中野晃一「改憲・軍拡ではなく、『安心供与』を」
主 催 「九条の会」10・5大集会実行委員会

@ふくかな総会&トライアルセミナー

日 時 10 / 9 (月) 13 : 00 ~ 第10回総会
14 : 00 ~ トライアルセミナー
「福島原発集団訴訟で見えてきたもの
—私たちが守ろうとしてきたものとは—」
おしどりマコ・ケン、村田弘、山田俊子、水地啓子、黒澤智弘
錦織順子、林洋子

会 場 県民センター2階ホール
主 催 福島原発かながわ訴訟を支援する会

@横須賀ピースフェスティバル

日 時 10 / 22 (日) 9 : 00 ~
会 場 三笠公園中央広場

@2023憲法を考える 11・3県民集会 500円

日 時 11 / 1 (日) 18 : 00 ~
講 師 星野潔 (リムピース) 「横浜ノースドック問題」
会 場 県民センター
主 催 かながわ憲法フォーラム khtujtu@peach.ocn.ne.jp

@ピースフェスティバルin大和・綾瀬2023 秋

日 時 11 / 5 (日) 11 : 00 ~ 14 : 00
会 場 大和駅東側プロムナード

メールアドレスをご登録いただくと最新の集会の案内等を送ります。
このニュースも見ることができます。
「平和憲法を守る会ニュース」への投稿をお待ちしています。
下記まで、お送り下さい。 かながわ平和憲法を守る会事務局
FAX 045-662-6363 e-mail e-kaihou@nifty.com e-kaihou@ezweb.ne.jp